

## 宮城県自然環境保全審議会会議録

日時：平成 20 年 10 月 20 日（月）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 15 分まで

場所：県庁 4 階特別会議室

### 配布資料

- 資料 1 - 1：宮城県イノシシ保護管理計画（案）
  - 資料 1 - 2：宮城県イノシシ保護管理計画（案）概要
  - 資料 2 - 1：牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画（案）
  - 資料 2 - 2：牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画（案）概要
  - 資料 3：温泉部会の審議結果
  - 参考資料 1：審議会条例
  - 参考資料 2：審議事項に関する関係法令
- 次第

### 1 開 会

始めに、事務局が開会を宣言。委員と県の主な出席者を紹介後、今野環境生活部長があいさつを行った。

### 2 あいさつ

委員の皆様には、就任依頼の快諾と本日の出席にお礼申し上げます。

今日の環境問題は、廃棄物排出量の増大や閉鎖性水域の水質汚濁など地域的な問題から、地球温暖化、資源・エネルギーの枯渇や生物多様性の喪失への懸念など地球規模までの広がりを見せております。

健全で豊かな環境は、生活を支える基盤であり生存の基盤でもありますことから、大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代社会のシステムを改め、経済や社会の発展と両立する環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築するとともに、この環境を将来の世代に良好な状態で引き継いでいくことが、現代に生きる私たちに課せられた重要な責務であると考えております。そこで、本県におきましては、平成 18 年度を初年度とする新しい「環境基本計画」を策定し、持続可能な社会の構築に向けて、わたしたち一人ひとりが自主的に環境配慮行動を行うようになり、さらに社会経済の中に「環境」が大きく意識されるようになることを目指し、様々な取組みを推進していくこととしております。

また、「自然環境保全基本方針」の全面的な見直しを行い、自然環境の保全・創造並びに生物多様性の確保に向け、多様な施策を着実に実施してまいりますので、皆様には今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の審議会においては、「宮城県イノシシ保護管理計画」及び「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画」について御審議いただきますほか、温泉部会の審議結果について御報告することといたしております。

委員の皆様には、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げますとともに、本県自然環境行政の推進につきまして、忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶といたします。

次に、定足数の報告が行われ 16 名の出席により定足数の過半数を満たしているため本会議が有効に成立している旨の報告が行われた。また、会議は公開で行うが、「温泉部会からの報告」については、法人及び個人の事業に関する報告が含まれることから非公開とする報告が行われた。

### 3 議 事

#### (1) 自然環境保全審議会会長の選出について

会長選出については、今野環境生活部長が仮議長となり、条例第 4 条第 1 項の規定により、委員の互選により選出される旨の説明を行ったところ、澤本正樹委員を会長への推薦があったので諮ったところ満場一致で澤本委員が会長に互選された。

#### 【澤本会長あいさつ】

自然環境は非常に難しい問題で 6 月の地震も大いに関連する。今日、議題となっているイノシシやシカの問題も単純に答えが見つかる話ではなく、我々の生活と自然をどの辺で折り合いを付けるか、ひたすら努力すれば良いというものでもなく非常に微妙な問題である。私は、今回 4 期目となるがやればやるほど微妙な問題が出てくると感じている。幸いこの会議は見識のすばらしい方がお集まりになっているので、皆様の英知をお借りして宮城の自然環境をより良いものとしたいので議論について協力を願います。

以後の議事進行については条例の規定により澤本会長が行う。

#### (2) 会長による副会長の指名、各部会に属すべき委員及び専門委員の指名、各部会の部会長及び代理者の指名について

澤本会長より次のとおり指名が行われた。

##### 副会長

菊地永祐（第 1 順位）、蟹澤聰史（第 2 順位）

##### 自然環境部会

部会委員（審議会委員から）

菊地永祐、櫻中良壽、佐藤幸子、内藤俊彦、平吹喜彦

専門委員（知事から専門委員として任命されている者の中から）

伊藤絹子、小浜暁子、嶋田哲郎、鈴木孝夫、須藤幸蔵

部会長 菊地永祐、代理者 内藤俊彦

##### 温泉部会

部会委員（審議会委員から）

伊藤康志、蟹澤聰史、佐藤源之、千田 侑、山口雅彦

専門委員（知事から専門委員として任命されている者の中から）

岩松豪一、加藤敏宣、坂野智憲、佐藤純一、三友紀男

部会長 蟹澤聰史、代理者 千田 侑

次に、議事(3)及び(4)に入る前に、提案理由について事務局へ説明が求められた。

小幡課長： 宮城県イノシシ保護管理計画（案）及び牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画（案）は、自然環境保全法第 5 1 条第 2 項及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7 条第 7 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により自然環境保全審議会会長への諮問事項となっておりますので、宮城県知事より澤本会長へ諮問いたします。

なお、両計画では鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 1 4 条に定める「特定鳥獣に係わる特例」を予定しており、イノシシに係わる狩猟期間の延長、ニホンジカに係わる狩猟期

間の延長及び捕獲数の制限の一部解除については、当審議会条例の定めにより自然環境部会の専決事項であることから、去る9月2日に自然環境部会に諮問し、原案を了承する旨の答申をいただいております。

### (3) 宮城県イノシシ保護管理計画(案)について

澤本会長： 始めに、事務局から説明願います。

小幡課長： 【資料1-1, 1-2により説明】

澤本会長： ただ今、事務局から説明がありました。皆様からの御質問、御意見を願う前に、9月2日の部会での専決事項の狩猟期間の延長の審議内容等について菊地自然環境部会長から一言お願いします。

菊地部会長： 自然環境部会の専決事項である、知事から諮問のあった宮城県イノシシ保護管理計画による狩猟期間の延長については、原案どおり了承することといたしました。

ただ、1年間という短い期間での調査と検討であったため、今後ともイノシシの分布や被害情報の把握に努め、関係機関と連携の上、被害防除や生息地の適切な管理をとって人とイノシシの軋轢解消を図られるようお願いいたします。

澤本会長： 質問、御意見は。

安部委員： 内容については大方了承できるが、イノシシに関係する方々から強い要望事項や相談があったので、そのことを話させていただいて何らかの取るべき対策があるのかどうか議論していただきたい。関係者の話は、計画の7頁の「箱わなの推進」についてで、太白区秋保総合支所管内の状況では、イノシシについて平成19年度に95件の通報、平成20年度は現在で85件の通報があったが、実際に捕獲できたのはほぼ0頭に近いとのことである。「箱わな」による方法が実際に効果を上げるのかどうか。実際、地域に入ると自給のための田や畑を作っている農家の方に相当被害が出ているとのこと。「箱わな」の効果が出ていないとのことである。現場に近い方々はイノシシの行動や習性をわかっているのだから、「くくりわな」や「銃器」による効果的な方法を探っていないと農作物の被害を食い止めることができないとの話を受けている。「箱わなの推進」は十分理解できるが、実態の効果を推し進めるためには「くくりわな」と「銃器」についての具体的取り組みを進めていかないとイノシシの捕獲効果を向上することは難しいのではないのか。被害が発生すると意欲の低下による耕作放棄が進んでいるとの意見があったので、皆さんの意見を聞きながら効果的な方法について議論いただきたい。

澤本会長： 重要な事項であると考えますが事務局から何かあるか。

小幡課長： 安部委員御指摘のとおり、「箱わな」での捕獲効率が「くくりわな」に比べて低いことは事実であります。計画では「くくりわな」や「銃器」を否定しているものではなく、より安全との観点から「箱わな」の推進を掲げたものです。他県の例では「くくりわな」によって暴れているイノシシやツキノワグマによってケガや死亡する事故が発生して危険性を持ち合わせており、そのような観点から「箱わなの推進」とさせていただいた。

安部委員の説明のとおり、地域から捕獲効率の観点から「くくりわな」もとの声が上がること十分理解できるし、パブリックコメントや公聴会でも同様の意見があったので、計画に「くくりわなや銃器を使用しての捕獲については、集落、通学路、観光地周辺地域や山菜採りシーズンなどの地域の実情を踏まえながら危険防止を徹底の上、実施していく。」との文言を加筆訂正したい。原案の意図としては「箱わな」のみを認めるといったものではないが、舌足らずな表現により誤解を招いているようであり、安全確保を徹底した上で、「くくりわ

な」と「銃器」について加筆訂正させていただきたい。

澤本会長： 是非、効果の上がる方法を考えていただきたい。文言に縛られることのない実効性のあるものを期待したい。

安部委員： 課長の話でほぼ了承するところである。対象区域は大河原と仙台の地方振興事務所管内で丸森や角田では「箱わな」も使うかもしれないが、既に「くくりわな」の実績は相当上がっているはずで、現場の方々はイノシシの習性や安全な設置も熟知している。会長のあいさつにあったとおり人間と環境とのバランスの中で、安全も確保して効果の上がる選択を強く要望したい。

澤本会長： ありがとうございます。ほかに御意見は。

ゆさ委員： 計画の目標が「イノシシ問題は農業問題」として9頁に「生息地の適正管理」が記載されている。前回の委員会で「なぜ、イノシシが増えるのか」の問いに耕作放棄地が増えていることも要因とされ、県では遊休農地の有効活用の取組事例でも鳥獣被害に向けた取組は見られないとしている。今後、鳥獣被害防止の観点を推進したいとのことであるが、農業問題と謳っているからには農業サイドもきちっと対処しながら環境サイドと連携がなされないと実効性が担保されないのではないかと考える。環境審議会であるが農業問題ならば農業審議会に諮るべき問題であり、環境審議会としても強く農業サイドに方策の対応を要望すべきと考えるがどうか。その点は、どのように検討されてきたのか。

小幡課長： ゆさ委員の意見のとおりであり、この計画はいわば基本計画である。6月議会で特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会にイノシシ部会設置を認めてもらい、部会で詳細の検討を行っていくが、そこには県の農業サイドや(独)中央農業総合研究センターのイノシシの専門家などにも参加いただき、より具体的な方策について市町村とともに本計画を受けて実行していく。

澤本会長： 農業サイドも深く関わって作られた計画ということである。

ゆさ委員： 環境問題も一言入れてであると、この審議会に適すると考えた。

高橋委員： 9頁の「資源の活用と残渣の適正処理」については説明が飛んだようだが、特定鳥獣が私たちの経済活動や暮らしに害を及ぼすからといって無くすだけでなく、なにか方針があっても良いのかと感じた。この機会に命の教育など何らかの形で連携できないか。

澤本会長： 御主旨は理解できるが、なかなか難しい問題。

小幡課長： いわゆる環境教育については、様々な場面で推し進めている。ここでいう資源活用はまさしくイノシシはブタの先祖で非常に近いもので、資源としてみると西南日本では、処理施設を有している市町村があって、そこには1県で何万頭の捕獲という安定供給がある状況である。宮城県での捕殺は18年度に700頭でその大部分は県南地方に偏っていて安定供給とまではいえない状況にある。10月から県ではディスティネーションキャンペーン(DC)を展開しており、丸森町ではイノシシをこのDCのパンフレットに「イノシシの北限の地」として大々的に載せている。こういった地域おこしへの活用なども見られる。一方、野生動物は病気を持っているのも事実であり、牛・ブタなどはと畜場で衛生的に処理されているが、野生動物にはそのような施設がない状態で食の安全安心の観点からも考えていかなければならない。イノシシ部会に資源活用のための専門家に入ってもらっていて、これからより具体的に検討していくことになるが、安定供給が一番の課題になると考えている。

高橋委員： DCで期限は限定になるかもしれないが、丸森町では皆さんにお出しすることにしている。処理施設は県内にはないのか。

小幡課長： 県内にはない。全国的に見ても西南日本で数える程度で、そこには地元だけの消費では追

いつかないほどの捕獲があるために処理施設を設置していると考えている。できれば本県はそういった状態にならない段階で農業被害を抑えたいというのが本音である。

内藤委員： 利用の話であるが、一定の供給量がないのでできないとどこでも言っているが、本来、野生動物は野山のエサを食べて生きているわけで、毎日、10頭とか100頭生産されてくるわけではない。それに対して対応していくようなシステムを作っていないと。それができないと利用の部分はいつまで経っても置き去りにされてしまう。自然の産物をうまく利用する方向を探してほしい、環境という問題であり、それがきちっとできないと環境保全とはならない。

澤本会長： 産業振興という観点になると、この審議会にはなじまなくなってしまう。捕ったものをどうするか、利用するか捨てるかそれは人間の業ともいえるが、その辺の検討を部会などによりよくお願いしたい。ほかに御意見は。

いろいろと重要な意見が出た。単に狩猟期間の延長手続きなどでこの委員会を通ったということではなく、本日の議論・意見を実施計画に活かしてもらおうこととして、宮城県イノシシ保護管理計画(案)を了承することによる。

各委員： 異議なし

澤本会長： ありがとうございます。

#### (4) 牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画(案)について

澤本会長： 次に、(4)牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画案について事務局より説明願います。

小幡課長： 【資料1-1, 1-2により説明】

澤本会長： ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件も9月2日の部会での専決事項であります。菊地自然環境部会長から一言お願いします。

菊地部会長： 知事から諮問のあった狩猟期間の延長と1頭とされている捕獲頭数制限の一部解除については、原案どおり了承することといたしました。

ただ、部会ではシカの状況や捕獲目標値、適正管理を考える上でも生息状況の把握が非常に重要であると事務局に要望しております。

澤本会長： ありがとうございます。御意見を伺いますが、私から猟銃で第1種、第2種とあるがこの違いは何か。

事務局： 第1種銃は火薬装填銃、第2種銃は空気銃。

澤本会長： 了解した。皆さんから何か。

千田委員： 1,000頭捕獲の費用はどれくらいになるのか。

小幡課長： ほとんど猟友会のボランティアに近い。有害鳥獣捕獲では1頭当たりいくらかの費用を出しているが実費相当分くらいである。

事務局： 1,000頭捕獲の目標については、狩猟で600頭、有害鳥獣捕獲で石巻市分300頭、女川町分で100頭。有害鳥獣捕獲では石巻市と女川町が1頭につき約1万円で猟友会石巻支部に委託している。ただ、捕り方は十数人のグループ猟で犬を使って仕留める方法なので、ガソリン代、弾代などの実費で消えてしまう。

千田委員： 1,000頭であれば1,000万円かかるということか。

事務局： 狩猟の600頭は経費負担はないので、有害鳥獣捕獲の分で400万円程度となる。

千田委員： 交通事故の写真があったが、あれは、シカが悪いというよりは車を運転する人間側の問題ではないのか。

小幡課長： 写真は日中に撮影されたものであるが、夜間に衝突したものである。資料26頁の写真21に

あるように道路脇の草地から飛び出して衝突するものが多い。

千田委員： それはわかるが、やはり車の方に責任があるように私は感じる。

小幡課長： 地元の人の立場もあるが、半島の道路も改修されており、シカの数も多くなっている。

千田委員： しかし、それを理由にシカが悪いというのはどうかと思う。

佐藤委員： コバルトラインでこれと同じ状況を 2 度ほど見ている。シカも死んでしまうなどダメージは大きいですが、車の方も破損のダメージは大きい。

澤本会長： どちらが良い悪いは別として車に対して危険があるということ。

伊澤委員： 9 頁に事故があるということと、13 頁に道路環境管理作業を適正時期にやっていくことを書いてあるが、シカが事故にあった月別の傾向はどうか。

事務局： このことについては地元の牡鹿半島ニホンジカ対策協議会で取りまとめを行っている。やはり 10、11 月の繁殖期にメスジカを求めてオスが縄張り争いをするこの時期が多くなっている。

伊澤委員： 9 月から 11 月に突然シカが出てくることを何度も経験しているので、単に道路脇の草地と限定しないで交尾期の現象とも考えて対策を立てていただきたい。

内藤委員： 屋久島もすごく沢山のシカがいて山の中から道路に出てくる。普通に車が走っていると衝突してしまうが、シカがいることがわかっているから運転者はノロノロ走っている。従ってシカだけが悪いのではなく運転する側にも注意が必要であると考えてはどうですか。

事務局： 平成 19 年度からこの計画の検討が始まったことを新聞等が大きく報道し、事故件数は 18 年度の 59 件に比べ 19 年度 31 件で大幅に減った。計画を策定するというアナウンス効果で事故は減ってきている。県が実施している夜間のライトカウント調査、半島約 80 キロを時速 20 ~ 40 km で調査するものであるが、道路及び脇の平場で 160 頭を確認するなど、シカと人間のどちらが悪いかは別として、生活道路がそうなっていると御理解いただきたい。

小幡課長： 地元では 10 年ぐらい前はほとんどシカを見かけることはなかったと言っている。それが今は簡単にシカを見ることができるようになっている。それだけシカが増えていることの裏返しと考えている。

ゆさ委員： 事故を起こしているのは地元の人なのか観光客なのか。北海道ではクマに注意とか共存するのであれば対策を講じて交通規制とも連携するべきであろうがどうか。

事務局： 無主物である野生のシカと衝突しても責任云々ということにはならないので、夜中に事故を起こして警察に届けるといことはほとんどないのでわからないが、観光客と考えるよりは、地元の人が漁業の関係で夜中や早朝に車を運転する機会が多いのではないかと考える。

澤本会長： 捕獲目標 1,000 頭に対し、狩猟期間の延長が 2 週間で十分なのか。

小幡課長： 平成 19 年度の速報値が約 900 頭であることから 1,000 頭の目標は過大ではないと考える。

伊澤委員： 1,000 の捕獲圧を考えると、シカがますます夜行性に移行してくると考えられるので留意されたい。

内藤委員： シカが増えた要因の 1 つであるが「狩猟者以外の天敵の消滅及び少雪による子ジカの死亡率の低下」とされているが、天敵は明治には既に消滅しているのではないのか。雪の状態から考えれば牡鹿半島でシカが死ぬほどの雪が降ることはほとんどない。平成に入ってから増えたのであればこの文書表現はおかしいのではないか。言うのであれば「狩猟者の減少など人為的環境の変化」と書くしかないと思うが。

事務局： 御指摘のとおり「天敵」と表現するとニホンオオカミをイメージされてしまうかもしれない。ここで言う天敵は平成 12 年の河北新報の記事にもあったように、平成 10 年頃に牡鹿半島でノイヌの駆除を行いそれからシカが増えてきたようだとの地元の話から記述したもので

ある。天敵がオオカミをイメージするとの御指摘なので訂正したい。少雪については、内藤委員も金華山で見ていると思うが、平成 13 年頃に大雪でシカが 500 頭から 300 頭に激減したことがあったことや、昨年、今年と 2 年間で延べ 10 日ほど麻布大学教授高槻氏と植生調査で牡鹿半島を路査しているが、金華山では春に歩けば必ず白骨したシカの死骸、つまり自然死したものを見つけるそうだが、牡鹿半島では一度も見ておらず狩猟などの捕獲以外では死んでいない、つまり冬に子ジカが死んでいない状況である。

内藤委員： ノイヌという言葉が出たが、野良犬の場合は、まだ人間との関係、つまりコミュニケーションが取れている状況で、ノイヌというと完全に野生化した犬でオオカミに近いイメージです。それと人間に対する被害も考えての処置を考えてほしいと思います。

千田委員： 資源としての活用はどうか。

小幡課長： 今は自家消費のみであり、それ以上のことは具体にはない。長野県では冷凍にして出荷しているようだが、活用方法はこれからの課題である。

澤本会長： 環境容量を超えて生息しているようであるが、何処で折り合いを付けていくかなかなか難しい問題である。今回の保護管理計画案については基本的にこの内容で御了承いただけますか。

各委員： 異議なし。

澤本会長： 今、各人からいただいた御意見で文言の修正をお願いして了承することとします。

#### 4 報 告 温泉部会の審議結果について

澤本会長： それでは、次第 4 の報告に入ります。温泉部会からの報告が 1 件ありますので、冒頭で事務局から申し上げましたとおり、この後は非公開となりますので、傍聴者・報道関係者の皆様には、ここで一時、御退席願います。それでは蟹澤部会長から報告願います。

以下、温泉部会の審議内容については非公開

澤本会長： 他になければこれで審議を終了とする。長時間の審議に感謝申し上げます。

事務局： 本日の自然環境保全審議会の一切を終了する。